

**平成 21 年度 巴川流域水害対策計画  
によるモニタリングの公表**

**平成 22 年 8 月**  
**巴川流域総合治水対策協議会**  
**(静岡県・静岡市)**

## 1. 背景と目的

### (1) 背景

巴川流域では、昭和 49 年の七夕豪雨（死者行方不明者：41 名、浸水家屋数約 2 万 6 千戸）を契機として、河川改修、放水路・遊水地の設置、流域での雨水貯留浸透を柱とした「総合治水対策」を推進しており、大谷川放水路、麻機遊水地を含む 3 つの遊水地を設置するとともに、公共施設での雨水貯留や民間による調整池の設置を進めてきました。

平成 11 年の大谷川放水路の完成などにより、被害は劇的に軽減されているものの、依然として、平成 15 年（浸水家屋数 806 戸）、平成 16 年（浸水家屋数 383 戸）には、大きな浸水被害が生じています。

これらの被害の形態は、内水被害を主としており、従来の河川改修や下水道整備を進めていくだけでは、被害の解消には至りません。また、都市化の進展や（現状の市街化率：50%）や豪雨の激化などにより、流域の治水安全度が劣化していく方向にあることから、効果的な河川・下水道整備を推進することと併せ、これまでの流域での取り組みを強化することが必要となった。

このような現状に対応するため、平成 16 年に「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、巴川流域では、同法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を平成 21 年 4 月 1 日に行い、平成 22 年 3 月には河川管理者、下水道管理者及び静岡市が協同で浸水被害の防止を図るために「巴川流域水害対策計画」を策定し、今後、さらに流域での連携を強化し、総合的な浸水被害対策を実施していくこととしている。

### (2) 目的

流域の土地利用の変化や浸水被害対策施設の整備段階によって、流出形態や被害の様態が変化するなど、都市水害対策はまちづくりと密接な関係にある。

このため、都市の開発、保全、再生などに伴う流域の変化や「巴川流域水害対策計画」に基づく対策の進捗状況をモニタリングし、対策の効果・影響等の検証を行うとともに河川事業と下水道事業等の進捗状況の調整等を行っていくものである。

今回は、平成 21 年度のモニタリング結果について公表を行うものである。

## 2. 各種対策

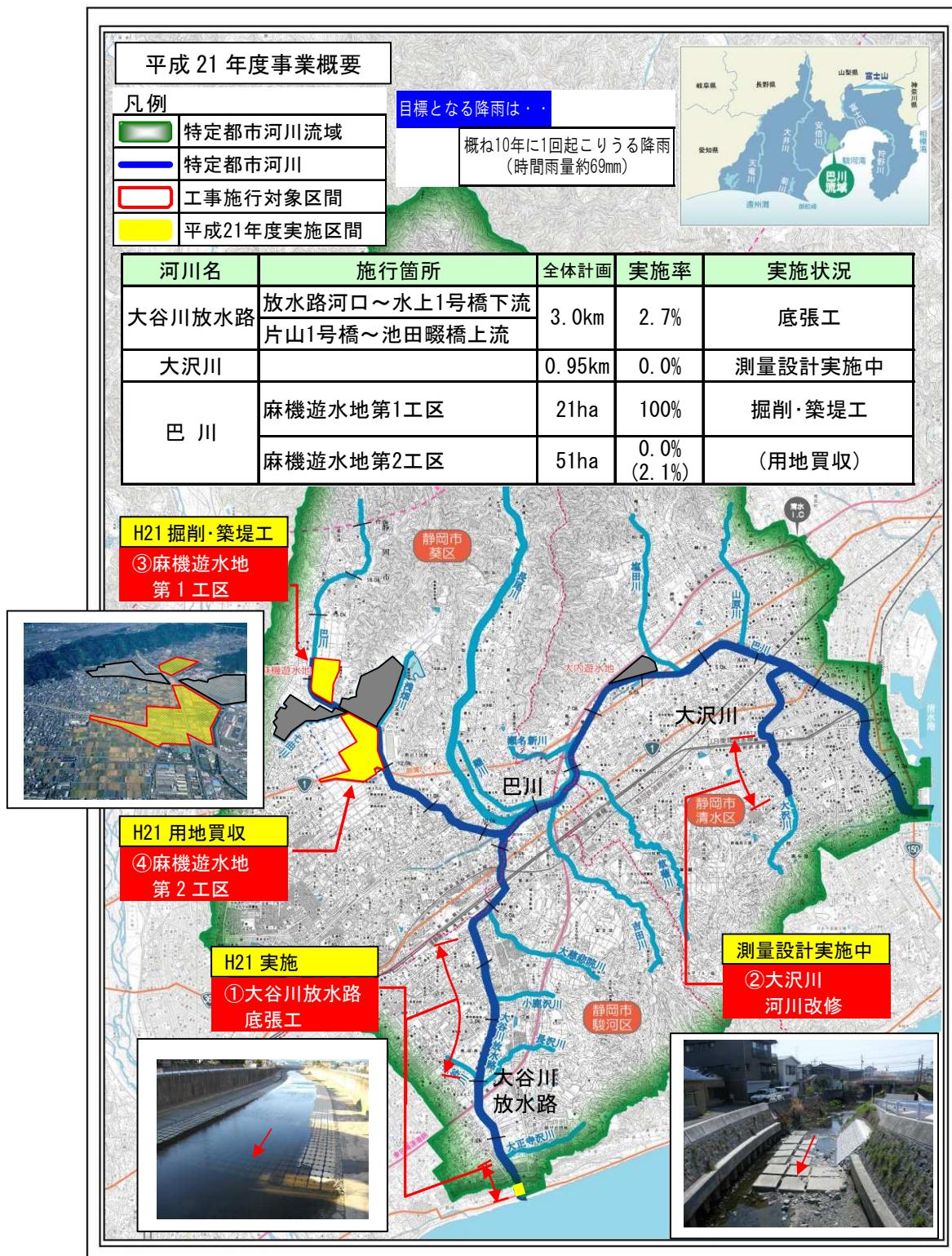
### (1) 流域内の開発状況

平成 21 年度において、流域が開発された面積は、約 3ha である。

（面積は、都市計画法の開発許可の面積（当該年度において第 32 条協議による雨水貯留浸透施設の設置した箇所）及び特定都市河川浸水被害対策法第 9 条許可又は第 14 条協議の同意を受けた面積の合計である。）

## (2) 事業の進捗状況

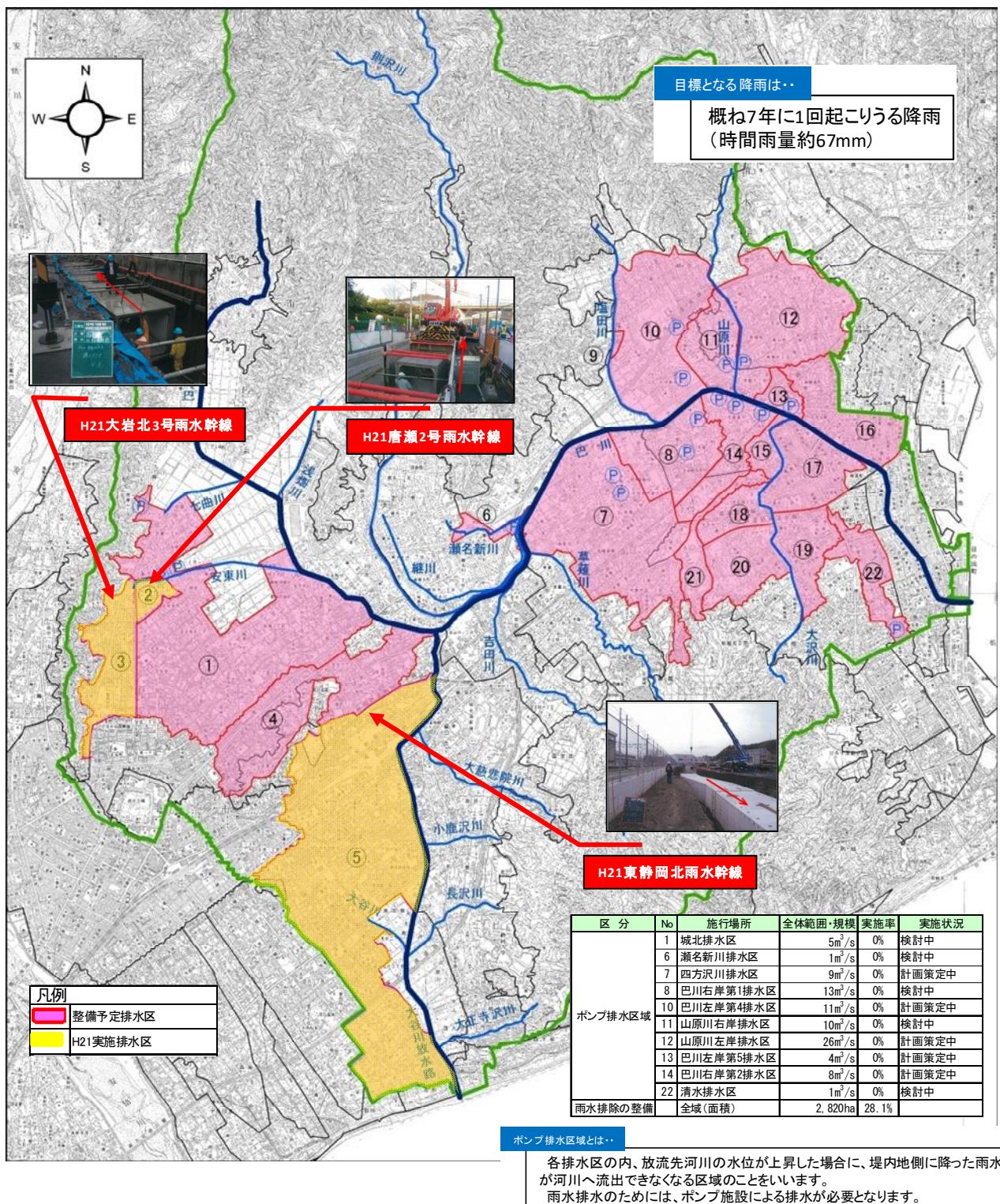
### ア 河川事業の整備状況



#### (注釈)

- 対象河川は、「巴川流域水害対策計画」において整備事業箇所がある河川です。
- 計画の内容については「巴川流域水害対策計画」を参照して下さい。
- 実施率は流域水害対策計画で目標としている施工箇所の進捗率です。大谷川放水路は延長割合、麻機遊水地は面積割合で算出している。

## イ 下水道事業の整備状況



(注釈)

- 実施率は流域水害対策計画で目標としている施行箇所（幹線及び雨水ポンプ施設）の進捗割合で、ポンプ排水区域は雨水ポンプ施設の流量割合、雨水排除の整備は幹線等の面積割合です。（下水道の整備率とは異なります。）
- 実施率が100%に到達しても、道路側溝等の枝線の整備状況により、浸水の可能性が残る場合があります。
- 計画の内容については「巴川流域水害対策計画」を参照して下さい。

## ウ 雨水貯留浸透施設の整備状況

### (ア) 地方公共団体等が実施した雨水貯留浸透対策の位置及び容量

事業主体	目標対策量(m <sup>3</sup> )	既対策量(m <sup>3</sup> )	実施率(%)	設置箇所
合 計	約16万	12,875	8.1%	
静岡市	約10万	2,614	2.5%	葵小学校、浜川中公園等
静岡県	約6万	10,261	19.0%	総合科学技術高校等

(注釈)

- ・「目標対策量」は、流域水害対策計画における目標対策量である。

### (イ) 雨水浸透阻害行為の対策工事の中で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量

許可権者	平成21年度				
	許可件数 (9条・14条)	対策施設			
		件数	貯留(m <sup>3</sup> )	透水性舗装(m <sup>3</sup> )	透水トレチ(m)
静岡市	3	341	0	44	18

○許可件数の内訳 (9条、14条及び16条 (変更))

9条	14条	小計	16条
2	1	3	0

(注釈)

- ・許可件数、対策施設及び阻害行為面積については、平成22年3月31日現在における集計値を示しております、法第16条、第18条に基づく変更並びに廃止があった場合は、変更後の値としております。
- ・実績は、当該年度に第9条許可又は第14条協議を行った施設を対象とする。

○保全調整池指定状況

対象市	H21年度までの指定状況		実施状況
	基数	容量(m <sup>3</sup> )	
静岡市	3	1,826	H21年度より実施

### (ウ) 開発に伴い地方公共団体の条例・要綱に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量

○開発行為許可技術基準に基づく指導により設置されたもの

市町名	平成21年度実績				
	貯留施設(m <sup>3</sup> )	浸透施設			
		透水性舗装(m <sup>2</sup> )	浸透トレチ(m)	浸透樹(個)	その他浸透施設(個)
静岡市	870	86	47	18	0

○要綱に基づく指導により設置されたもの

市町名	平成21年度実績				
	貯留施設(m <sup>3</sup> )	浸透施設			
		透水性舗装(m <sup>2</sup> )	浸透トレチ(m)	浸透樹(個)	その他浸透施設(個)
静岡市	235	3,993	192	150	0

(注釈)

- ・開発許可の実績は、当該年度に完了検査を行った施設を対象とする。
- ・要綱の実績は、当該年度に協議の締結を行った施設を対象とする。

(3) 浸水被害拡大防止対策の状況

ア 都市洪水及び都市浸水想定区域図、洪水ハザードマップ等の防災情報の作成状況

(7) 都市洪水想定区域図及び都市浸水想定区域図

種別	作成主体	作成根拠法令	河川名	市町名	状況
都市洪水 想定区域図	静岡県	特定都市河川浸水 被害対策法第32条 第1項	巴川	静岡市	策定中
			大谷川放水路		
			大沢川		
都市浸水 想定区域図	静岡市	特定都市河川浸水 被害対策法第32条 第2項	—	静岡市	策定中

(1) 洪水ハザードマップ

市町名	現在公表している ハザードマップ	今後の予定（策定・更新）		
		公表年月	有無	ホームページ での公表
静岡市	平成16年3月	有	策定中	策定中

## イ 各種防災情報の周知状況

総合治水対策の意義・重要性に対する流域住民の理解と協力を得るため、「総合治水推進週間（5月15日～21日）」が平成3年度に制定されました。巴川流域総合治水対策協議会ではその趣旨を踏まえ、総合治水対策の啓発活動を静岡県、静岡市それぞれで実施しています。

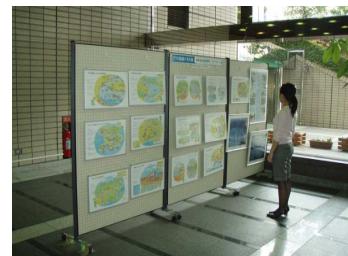
### （ア）パネル展示

静岡県静岡総合庁舎では、総合治水を紹介するパネルを展示しています。

また総合治水推進週間では、静岡市役所静岡庁舎において懸垂幕を掲出して事業を啓発するとともに、同庁舎では、総合治水を紹介するパネルを展示しています。



静岡県静岡総合庁舎（2階）



静岡市役所静岡庁舎（1階ロビー）



### （イ）静岡市治水交流資料館「かわなび」

静岡市治水交流資料館は、治水対策事業や過去の水害についての学びの場を提供し、市民の防災意識の向上を促し、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とした施設です。

巴川シアター等の各種展示物により、水害の恐ろしさや総合治水対策の重要性を学びに、平成21年度は、約4,700名の方々が来館しました。

また、平成21年8月5・12日には、「第1回治水を学ぼう！かわなびバスツアー」を開催。流域内の親子(45名)が参加して、麻機遊水地や大谷川放水路分流堰などを見学し、目で見て、説明を聞くことにより治水事業への関心と防災意識の啓発を図りました。



かわなびバスツアー



かわなびバスツアー



静岡市治水交流資料館

### （ウ）ホームページによるPR

静岡土木事務所河川改良課にて開設されているホームページ（ともえランド）において、総合治水対策を紹介するなど、住民等に向けて情報を発信しています。

<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/shizuoka/tomoegawa/>



## 第8章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

### 第1節 流域水害対策計画の推進

関係部局は、流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく河川事業及び下水道事業等を効果的かつ効率的に推進する。

また、準用河川や普通河川の整備とも連携し効果発現を図る。この推進にあたっては、関係部局の調整が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じて調整を実施していく。

更には、本計画は、流域住民の理解と協調により、その実行性が担保されるため、ホームページや広報・防災教育などを通じて継続的に流域住民の意識の高揚を図り、協働により実施していく。

### 第2節 モニタリング

各管理者及び地方公共団体は、県・市関係部局で構成する「巴川流域総合治水対策協議会」において以下のモニタリングを毎年、実施し公表するものとする。

#### 〔流域内の開発状況〕

流域内の開発箇所及び面積

#### 〔事業の進捗状況〕

##### （1）河川事業及び下水道事業の整備状況

- ・年度毎の事業進捗、施行状況及び事業内容の報告

##### （2）雨水貯留浸透施設の整備状況

- ・地方公共団体等が実施した雨水貯留浸透対策の位置及び容量等
- ・雨水浸透阻害行為の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・開発に伴い地方公共団体の条例・要綱に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等

#### 〔浸水被害拡大防止対策の状況〕

- ・都市洪水及び都市浸水想定区域図、洪水ハザードマップ等の防災情報の作成状況
- ・各種防災情報の周知状況

### 第3節 計画の見直しに関する事項

巴川流域総合治水対策協議会において、関係機関と連携し、上述のモニタリングにより、計画に基づく対策の効果・影響等の検証を行うとともに河川事業と下水道事業等の進捗状況の調整等を行っていく。